

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－93）、MOX 燃料加工施設（1－86）」

2. 日時：令和3年12月14日（火） 14時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川安全規制管理官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社

須藤 専務執行役員 燃料製造事業部副事業部長

大柿 常務執行役員 技術本部長

松田 常務執行役員

須田 執行役員 経営企画本部 副本部長

小山 理事 再処理事業部 副事業部長

村野 理事 再処理事業部 副事業部長

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長

船越 理事 技術本部 副本部長 他6名

5. 要旨

令和3年12月14日に実施した「日本原燃(株)再処理施設等の設工認に係る面談」を踏まえ、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）の再処理施設及びMOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）対応に係る責任者である役員から、次回の審査会合での説明方針について説明を受けるとともに、成果物のイメージを持っているかの確認を行った。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、主に以下の点を伝えた。

- これまで何度も設工認対応の改善策に関する説明を受けているが、結果につながっていないことから、今回は、日本原燃として最低限成果物イメージを持ってヒアリングで説明し、規制庁の指摘に対応したものとなっていることを確認すること。
- 責任者からの技術的な詳細説明を求めるものではないが、全体のロジック

クを理解し、説明できるようにすること。

- 次回の審査会合において、耐震に関しては、設計モデルの妥当性確認の考え方を一つ一つ丁寧に説明すること。

日本原燃から、本日の面談及びヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和3年12月14日
「日本原燃（株）再処理施設等の設工認に係る面談」